

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

富山県信用組合

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守かつ尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、お客様にご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点についてご確認し、そのうえで保証金額や金利の上乗せ等を含め総合的に検討いたします。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合は、「どの部分が十分でないため保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更や解除の可能性が高まるのか」等につきましてご説明させていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。